

第 2 号様式の 3

平成 2 3 年度第 3 回法務省総合評価委員会審議概要

開催日及び場所	平成 2 4 年 2 月 7 日 (火) 法務省大臣官房施設課入札室	
委員	角田 茂 (大学参事) ※委員長 只木 誠 (大学教授)	
審議対象期間	平成 2 3 年 8 月 1 日から平成 2 3 年 1 1 月 3 0 日まで	
抽出対象案件	総件数 7 件	(備考)
類 高度技術提案型	1 件	
型 標準 I 型	5 件	
標準 II 型	2 件	
簡易型 (一般タイプ)	1 件	
簡易型 (施工実績タイプ)	1 件	
委員からの意見 ・質問, それに 対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による 意見の具申又は 勧告の内容	具申又は勧告	回 答
	なし	なし

別紙

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(議題) 抽出案件の審議 【静岡刑務所炊場・講堂棟等新営（建築）工事（標準 I 型）】</p> <p>1 施工体制確認が当委員会の審議案件となるのは初めてか。</p> <p>2 今までの方式とどのように変えたのか。</p> <p>3 20点に30点が加わるということか。</p> <p>4 この案件では1社を除き30点だったのか。</p> <p>5 ヒアリングではどのような点を確認するのか。</p> <p>6 この案件では電話ヒアリングを行っているが、入札説明書ではヒアリングの方法が具体的に記載されていない。何か足りないような気がする。</p>	<p>1 今回が初めてです。</p> <p>2 今までは入札前の段階で技術提案であったり、企業や配置予定技術者の技術力を評価していたのですが、さらに開札後に予定価格以下で入札した業者に対して施工体制を確認し、それに対して評価点を設定して加点していますので、今まで以上に評価点の比率が高くなっています。</p> <p>3 適切と確認された場合はそのとおりです。確認されないと、技術評価の点数が減点されるという形です。</p> <p>4 この案件ではヒアリングを行い、1社を除き品質確保の実効性、施工体制確保の確実性が十分確保されていると確認されたので30点となりました。</p> <p>5 事前に内訳書等を確認して、疑義があれば具体的にその部分を聞き取りし、疑義が無ければ、積算方法を確認し、問題がなければ満点としています。</p> <p>6 ヒアリングは全者を対象としていますが、調査基準価格未満の業者に対しては、追加資料を提出して貰った上でヒアリングをしています。また、調査基準価格以上の入札をした業者であっても、疑義がある場合は、追加資料の提出を求めてヒアリングをすることがあります。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>7 技術提案の評価の中で、二つの提案を「一体として評価」としている旨記載があるが、各々評価するか、一体として評価するかはどのような着目点で決まるのか。</p> <p>8 一度こういう判断をすると、次回以降に同じケースがあれば同様に判断しなければならない。</p> <p>9 施工体制評価点というのは、実際にどのように監督するかという事後の監督体制について、事前の総合評価の段階であらかじめ評価するということか。</p> <p>10 評価内容の担保として、「・・・受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定点から・・・減点とする。」とあるが、これは具体的に業者にどのような影響を与えるのか。</p>	<p>このため入札説明書では、「ヒアリングの日時及び方法については追って通知する。」とし、具体的には連絡をして伝えることにしています。</p> <p>7 どの現場でも一体的に整備している内容なので、この場合は1つの提案として評価しました。ペアで整備したものを項目を分けることで各々評価するのは加点のし過ぎになると考えています。</p> <p>8 他の案件でもこういった場合は一体として評価しています。</p> <p>9 施工体制評価は、国土交通省の統計データに基づくと、調査基準価格を下回って落札された工事は安全対策が十分でないとか、下請業者を圧迫しているとか、工事成績が悪いという傾向があることから、あらかじめ施工体制が確保されているかどうかを評価しようということで導入したという経緯があります。</p> <p>10 工事成績評定点については、65点以上であれば以降の入札の時に、会社の実績や配置予定技術者の実績として評価されますが、減点をされたことでこれを下回ると実績になりません。</p> <p>補足ですが、工事成績評定点は、総合評価の標準Ⅱ型及び簡易型の場合に企業の実績や監理技術者の成績として加算点として反映されます。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>(議題) 抽出案件の審議 [黒羽刑務所炊場・講堂棟等新営(電気設備)工事(標準Ⅱ型)]</p> <p>1 9000万円の入札金額の差を逆転したということになる。</p> <p>2 施工体制の確認過程で概ね体制が取れていると確認できた項目もあるのに、施工体制評価点が0点となっているのはなぜか。</p> <p>3 かなり厳しくしている。</p> <p>4 電話ヒアリングも同じ内容で評価しているのか。</p> <p>5 対面ヒアリングで30点とった例はあるのか。</p> <p>6 総合評価の評価値が低かった業者が、落札するために入札価格をかなり低くしたということもあり得るのか。ちなみにこの案件の場合、どこまで金額が下がると逆転を免れたのか。</p>	<p>1 施工体制評価点の30点は大きな意味をもっていることとなります。</p> <p>2 1つでも確認できない項目があると、体制に不備があるとして施工体制評価点は0点にしています。</p> <p>3 施工体制が確保されていないこととなりますので、そのように評価しています。</p> <p>4 確認できない項目がある場合に施工体制評価点が0点となることには変わりはありませんが、調査基準価格以上の場合は、ある程度施工体制が確保されるということを前提に基本的な項目を確認するようにしています。</p> <p>5 30点はありませんでした。15点はありましたが、大半は0点です。開札後短期間に資料を揃えて提出して貰いますが、下請や労務者の確保等についての体制が確認できないものが多くありました。</p> <p>6 あまり下げると特別重点調査の対象になってしまうので、施工体制確認よりさらに厳しい調査を受けることとなります。 特別重点調査を考慮しないとして、368,800,000円位の入札金額であったなら逆転はありませんでした。</p>

意 見 ・ 質 問	回 答
<p>7 評価結果を業者に通知しているのであれば、各社もう少し点数が上がってきてもよいように感じる。</p> <p>8 業者間でデータを共有して情報交換するということはないのか。</p> <p>(議題) その他 [平成23年度総合評価落札方式の中間報告について]</p> <p>1 新方式の効果測定というのは難しく、高い点数をとれば入札金額が高くても落札できるということに傾くと、入札の本来の主旨が失われてしまう。</p> <p>2 低価格入札となった工事でも、それほど品質が悪くなっているとは考えていなかったが、法務省でも実際にそういう例があるのか。</p>	<p>7 自社の内容しか分からないので、不採用の場合、次に違う提案をさせていただきます。</p> <p>8 自社のノウハウですので、他社の加点項目は知りたいと思いますが、自社のものは出さないと思います。</p> <p>1 低価格入札をすることで、結果的に業界全体が苦しんでいる状態だと思います。低価格で受注した工事の成果品があまりよくないという統計が国土交通省で出ているということですから、適正な価格で受注して良い成果品を残していただくのがこの方式の一番の狙いかと思います。</p> <p>国土交通省は数年前からこの方式をとっているのですが、追加資料提出の連絡があった段階で、業者側も低価格入札に該当していて、条件がかなり厳しいことも承知している様です。</p> <p>今回追加資料提出の連絡をした時点で辞退をするケースが多くありました。</p> <p>2 それほど件数はありませんが、低価格入札となった工事でも出来栄の悪いところがありました。そういう工事は工事成績評定点も低くなっています。</p>